

Contents

AIPPI Committee

・ [SC「著作権」\(議題 226\) が作業を開始](#)

著作権はいたるところにあります。歌にも、映画にも、コンピュータにも、子どもたちが使う教科書にも、そしてこの記事にもあります。デジタル環境では、誰もが日常的に著作権の影響を受けており、もはや文化産業だけの問題ではありません。AIPPI では、著作権に関わる最新のテーマについて、パリ総会の議題 216 とハイデラバード執行委員会の議題 216A において大いに議論し、検討しました。さらに 2011 年には、新たに「著作権」の Special Committee (SC) を設置し、このたび作業が開始されました。

(Jan Bernd Nordemann, Chair of the Special Committee “Copyright” Q226)

AIPPI Congress 2012

・ [第 43 回 AIPPI 国際総会—2012 年 10 月 20 日～23 日、ソウル](#)

すでに 70 か国から 1,100 名以上の参加者が登録しています。また、WIPO、KIPO、EPO、SIPO、USPTO、そして主要な知的財産裁判所からの講演者の参加もすでに確定しています。AIPPI の一員として、ソウルにおけるこの国際総会に参加し、長く記憶に残るものにしましょう。詳細は本部ウェブサイト (www.aippi.net) をご覧ください。

暫定プログラムは[こちら](#)からダウンロードできます。

(AIPPI General Secretariat)

・ [AIPP ソウル総会におけるスポンサーについてのご案内](#)

今年の国際総会は韓国のソウルで開催され、世界各国で知的財産のさまざまな分野に携わる人々が 2,000 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすための、スポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内

します。

(AIPPI General Secretariat)

・ [AIPPI Congress News の発行](#)

第 43 回 AIPPI 国際総会が、2012 年 10 月 20 日～23 日にソウルで開催されます。今回も Managing IP 社と共同で、総会期間中に専用の日刊紙「**AIPPI Congress News**」を発行します。

(AIPPI General Secretariat, Managing IP)

今後の行事

・ [GRUR 年次会合](#)

ドイツ知的財産保護協会 (GRUR) と欧州最大の AIPPI 部会による年次総会は、GRUR の年次会合の中で開催するのが慣例です。GRUR の年次会合は、知財分野の定期的な行事としてはドイツ最大で、国内外の裁判所、政府機関、産業界、法律事務所などから 700 名以上の知財の専門家が参加します。会議では知的財産のあらゆる分野を網羅しますが、特に注目度の高い知財関連の問題については、科学的に掘り下げて検討します。

開催日：2012 年 9 月 26 日～29 日、開催地：フランクフルト

(GRUR)

・ [イスラエル部会による 2013 年の国際会議](#)

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、2013 年 3 月 19 日～21 日、テルアビブにおいて開催します。

(Israeli Group of AIPPI)

記事・解説

・ [著作権に関する新たな国際協定—視聴覚的実演に関する北京条約](#)

2012 年 6 月 26 日、中国北京において、視聴覚分野の俳優やその他の実演者を保護するための新たな条約が、世界知的所有権機関 (WIPO) の加盟国によって調印されました。

映画俳優やその他の実演者に対して高いレベルの保護を認めるこの国際協定は、実演者の経済的権利と道徳的権利の両方を高めるものです。これは WIPO 加盟国が制定したのものとしては 16 年ぶりの国際条約であり、1996 年には、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約が採択されています。

(Sanna Wolk, Co-chair of the Special Committee "Copyright" Q226)

・ [EU 統一特許裁判所に関する最新の動向](#)

2012 年 6 月 29 日の会合の後、欧州理事会は、統一特許裁判所の所在地（中央支局をパリ、専門支局をロンドンとミュンヘンに置く）や、統一特許規則の法案において問題になっている第 6 条～第 8 条を削除すべしといった提案について一定の結論（EUCO 76/12）が得られたとして発表しました。また 7 月 2 日には、欧州議会による EU 特許法案の精査が、突然の採決によって延期されましたが、これは主要条項を削除したいと考えた欧州理事会が土壇場で仕掛けたものと見られています（欧州議会プレスリリース、2012 年 7 月 2 日）。

(Ashley Roughton, UK National Group Reporter, Hogarth Chambers, Lincoln's Inn, London, United Kingdom)

・ [不公正な電子商取引への対抗措置としてのウェブサイトのブラックアウト](#)

2012 年 3 月 6 日、イタリアの反トラスト当局は、ファッション用品を販売するフランスのネットショップに対し、イタリアの法律に反する不公正な商慣行や消費者の権利侵害があったとして、12 の電子商取引サイトのブラックアウトを命じました。そして、新たな違反行為を防ぐため、これらのサイトへのイタリアでのアクセスは、この処分が解除されるまでの約 2 週間、完全に遮断されました。

反トラスト当局による今回のような暫定措置は、イタリアの法制度の下では前例がなく、ネットショッピングにおける消費者保護にとって、画期的な出来事です。

(Barbara Sartori and Anna Bonan, CBA Studio Legale e Tributario, Padova, Italy)

・ [Eurocopter vs Bell Helicopter 事件—懲罰的損害賠償と有用性という二つの側面に関する動向](#)

カナダ連邦裁判所が最近下した判決が、二つの興味深い点を提起しています。これはカナダにおいて、医薬分野の裁判で構築されてきた有用性を証明するための要件が、機械技術に対して適用された初めてのケースです。また今回、裁判所は懲罰的損害賠償を認めました。前例がないわけではありませんが、特許の事件において懲罰的損害賠償が認められるのはまれなことです。

(Bruce Morgan, Gowling Lafleur Henderson, Ottawa, Canada)

・ [アルゼンチン化学・医薬特許出願の新たな審査ガイドライン](#)

アルゼンチン特許庁は、保健省および産業省と共同で、このたび化学・医薬特許出願の新たな審査ガイドラインを発行しました。

このガイドラインでは、いわゆる漸進的イノベーション（多形体、鏡像異性体、組成物、配合物、投与計画、二次的使用など）の特許適格性を厳しく制限しており、特許可能な対象物は、ほぼ化合物のみに限られています。

この新たなガイドラインに対しては、製薬会社の団体（CAEMe）がすでに異論を唱えています。

(Ignacio Sánchez Echagüe, Marval, O'Farrell & Mairal, Buenos Aires, Argentina)

・ [ソフトウェアの著作権：SAS Institute Inc. vs World Programming Ltd. 事件における欧州司法裁判所の判決（2012年5月2日）](#)

欧州司法裁判所 C-406/10（SAS Institute Inc. vs World Programming Ltd.）事件の判決—コンピュータプログラムに対する著作権保護の範囲

欧州司法裁判所は、コンピュータプログラムに対する著作権保護の範囲を明確にし、基本的には、ソースコードまたはオブジェクトコード、あるいは予備的な設計作業があればその保護の範囲を超えることはないと判示しました。また、技術進歩や産業発展の重要性を考慮し、コンピュータプログラムの機能、およびその機能を活用するためにプログラムで使用されるプログラミング言語やデータファイルのフォーマットは、欧州指令 91/250 に基づく著作権保護の対象にすることはできないとしています。

(Karolina Schöler, HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte, Hamburg, Germany)

・ [Bard Peripheral Vascular Inc. vs Gore & Associates Inc. 事件—977 F.2d 558 \(2012\)](#)

米国において最近下された判決では、無謀性の客観的判断が、裁判官が覆審的審理によって判断すべき法律問題とされています。

(Marina V. Zalevsky, Sughrue Mion, PLLC, Washington, United States)

・ [FRAND と差止命令による救済](#)

標準必須特許（SEP）に対する差止命令による救済の利用可能性、とりわけ、特許侵害訴訟手続における差止請求に対する FRAND（公平、妥当、非差別的）条件の要求や反

トラスの抗弁は、過去数年において最も激しい議論を起こしたテーマの一つであり、最近も進展が見られました。この記事では、欧州において現在までにこの問題の舞台となった、ドイツとオランダという二つの法域の状況を説明します。また、2012年10月22日のソウル総会のワークショップ「標準必須特許、FRAND条件、差止命令による救済」では、米国、アジア、欧州の視点も含めてさらに詳しく考察します。このワークショップの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

<https://www.aippi.org/?sel=congressreg&cf=statWorkshops>

(Michael Fröhlich, Research In Motion, Munich, Germany and Gertjan Kuipers, De Brauw Blackstone Westbroek, Amsterdam, The Netherlands)

フィードバック

・ AIPPI は [Facebook](#), [Twitter](#), [google+](#), [Linkedin](#) を使用しています。

コミュニティーに参加して、知的財産保護の分野で交流しましょう。

(AIPPI General Secretariat)

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・ 寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members:

Raffaella Arista

Johnny Fiandero

Kristian Fredrikson

Carolyn Harris

Klaus Haft

Alan J. Kasper

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Martin Michaus

Bill Mayo

Gaston Richelet

Petri Rinkinen

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。